

令和7年度 徳島県職員（公衆衛生医師（精神））選考採用試験実施要領

1 採用予定人員

1名程度

2 採用予定時期

随時（具体的な時期については調整します）

3 職務の内容

県の関係機関（精神保健福祉センター等）において、公衆衛生関係の業務に従事します。
また、希望に応じ、週1回程度、県立病院等にて臨床業務に従事する場合があります。

4 受験資格

(1) 次の①及び②いずれにも該当する者

① 昭和35年4月2日以降に生まれた者

② 医師法（昭和23年法律第201号）による医師の免許及び精神保健指定医資格を有する者

(2) 欠格条項 次のアからウいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

① 禁錮（拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

5 選考方法

(1) 第1次試験

書類審査の上、面接による選考を行います。

面接の日時、場所等の詳細は、別途調整します。

(2) 人事委員会等の選考

第1次試験の合格者に対し、後日人事委員会等の選考を経て採用が決定されます。

6 受験手続

受付期間	令和7年5月23日（金）から随時
申込方法	申込みは、持参による方法と郵送による方法があります。 (1) 持参による申込み 執務日の午前8時30分から午後6時までに徳島県保健福祉部保健福祉政策課総務・援護担当に提出してください。 (2) 郵送による申込み 封筒の表に「公衆衛生医師（精神）申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により徳島県保健福祉部保健福祉政策課あて送付してください。
受験票	申込者に対して受験票を送付します。

7 提出書類

次の書類を徳島県保健福祉部保健福祉政策課に提出してください。

- ① 受験申込書（指定様式）1部
- ② 履歴書 1通（市販の様式で可。写真を添付すること。）
- ③ 面接カード1部（指定様式）
- ④ 医師免許証の写し 1通
- ⑤ 精神保健指定医の指定医証の写し 1通
- ⑥ 小論文1題（様式自由・800字程度）※次のテーマからいずれか1題を選択
テーマ：「ひきこもり支援対策について」
「災害時におけるこころのケア対策について」

8 勤務条件等

(1) 給与・赴任旅費

給料は、医師免許取得後の勤務歴や経験年数等を踏まえ、職員の給与に関する条例（昭和27年徳島県条例第2号）の規定に基づき決定されます。

（目安）

- ① 医師免許取得後、臨床研修6年（臨床研修2年を含む）を経て「主事」として採用された場合
年収約1,100万円
- ② 医師免許取得後、臨床経験15年（臨床研修2年を含む）を経て「主任」として採用された場合
年収約1,240万円

※給料、地域手当、初任給調整手当、期末勤勉手当を含みます。

その他、扶養、通勤、住居等の諸手当が支給要件に応じて支給されます。

また、採用等に伴い住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として8時30分から17時15分（昼休み1時間）

※勤務場所によっては、その他の勤務時間を選択することもできます（総勤務時間は同じ）。

(3) 休日

土、日、祝日、年末年始

(4) 休暇

年次休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇など）

※その他、育児や介護のための休暇制度、勤務時間の調整等もあります。

9 問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部保健福祉政策課 総務・援護担当

TEL：088-621-2172

メールアドレス：hokenfukushiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp